買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 30 年 3 月 20 日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山口県山口市秋穂東字筈倉弐番1344番１ 公衆用道路 232㎡ （買収時：所在不詳）	氏名不詳 住所不詳	現況：道路
山口県岩国市室の木町三丁目893番１ 畑　292㎡ （買収時：所在不詳）	氏名不詳 住所不詳	
徳島県小松島市立江町字清水43番１ 畑　3,783㎡	景岩寺　代表　太渕　俊龍 徳島県那賀郡立江町大字立江	農耕目的で貸付中
愛媛県新居浜市中西町1600番２ 畑　251㎡	住友本社 大阪市東区北浜５丁目22番地	
愛媛県新居浜市中西町1600番４ 畑　168㎡		
愛媛県新居浜市中西町1602番１ 畑　581㎡	住友鑛業株式會社 大阪市東區北濱五丁目22番地	
愛媛県新居浜市中西町1602番３ 畑　294㎡		
愛媛県新居浜市篠場町1178番１ 畑　152㎡		農耕目的で貸付中
高知県高岡郡日高村本郷字木屋ノ谷185番３ 雑種地　63㎡	氏名不詳 住所不詳	現況：道路 公共利用計画あり
高知県高知市神田字西山2338番 山林　773㎡	中沢　徳馬 高知県高知市追手筋	
高知県須崎市安和字生元1509番 山林　396㎡	森　　寛 高知県高岡郡須崎町	
高知県須崎市安和字柏木1347番 山林　1,983㎡	川島市太郎 高知県高岡郡須崎町大字安和	
高知県須崎市下分字上岡甲2345番 畑　198㎡	吉岡　清春 高知県高岡郡須崎町大字下分	
高知県須崎市須崎字天神山505番ロ 畑　119㎡	金沢弥三平 高知県高岡郡須崎町大字須崎	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成 30 年 3 月 20 日

農林水産大臣　齋藤　　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
長崎県佐世保市矢岳町345番１ 畑　1,540㎡	氏名不詳 住所不詳	
鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島字松山口1670番２ 保安林 1,094㎡ （買収時：鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島字松山口1670番　畑　4畝16歩）	森園ヨシヱ 鹿児島県熊毛郡上屋久町口永良部島1657番地	

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２３３号

神奈川県大和市柳橋４丁目３番３－201号

債務者　佐藤美智子

１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで

５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２４３号

横浜市南区別所４丁目14番９号　上大岡ＨＩＬＬＳ　ＷＥＳＴ　201

債務者　内匠　優佳（旧姓山田・西原）

１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで

５　免責審尋期日　平成30年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４４号

東京都八王子市長房町588番地長房アパート西25―102

債務者　相良　正一

１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで

５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１４５号

東京都八王子市長房町588番地長房アパート西25―102

債務者　相良さち子

１　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで

５　免責審尋期日　平成30年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２８０号

東京都大田区池上４丁目15―15―306

債務者　江田　好光

１　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時

２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

４　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで

５　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部